

生活文化局消費生活総合センター会計年度任用職員募集要項

項目	内 容
職名	東京都消費生活相談員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、<u>期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u></p>
勤務職場	東京都消費生活総合センター相談課 (新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階)
職務内容	消費生活相談業務（消費生活に関する助言・あっせんその他の相談関連業務）
採用予定人員	6名
応募資格・求められる能力	<p>1 職務の遂行に必要な知識及び技能を有し、採用予定日現在で次に掲げる(1)から(4)までのいずれかの資格を有すること</p> <p>(1) 消費生活相談員（国家資格） (2) 独立行政法人国民生活センターが認定した「消費生活専門相談員」 (3) 一般財団法人日本産業協会が認定した「消費生活アドバイザー」 (4) 一般財団法人日本消費者協会が認定した「消費生活コンサルタント」</p> <p>2 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</p>
勤務日数	月16日（土曜日出勤あり。日曜日及び祝日の勤務は原則としてなし）
勤務時間	<p>9時から17時45分まで</p> <p>※その他、常勤職員の対応に準じたオフピーク通勤等への協力を依頼する場合あり</p> <p>所定勤務時間を超える勤務を命じる場合あり（業務の必要上やむを得ない場合）</p>
休憩時間	<p>通常 （休憩時間）12時00分から13時00分まで</p> <p>昼休み当番 （休憩時間）13時00分から14時00分まで 又は 11時00分から12時00分まで</p>
休暇等	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>

報酬額	月額 283,800 円（令和 7 年度の額であり、改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円/月） ※ 原則として毎月 15 日支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等の加入有(一定の要件を満たす場合)
応募方法等	<p>1 提出書類 (1) 会計年度任用職員申込書（別紙 1 枚目） (2) 会計年度任用職員選考用課題に係る作文（別紙 2 枚目） ※各様式は、ホームページ「東京くらし WEB」からダウンロード可能です。 https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/etc/index.html</p> <p>2 申込期限 令和 8 年 1 月 8 日（木曜日）午後 5 時必着</p> <p>3 提出方法 郵送、持参又はメールにより以下「応募・問い合わせ先」宛てに提出 【留意事項】 (1)電話番号は、日中も含めて確実に連絡が取れる番号を記載してください。 (2)住所は、現住所（送付された通知を確実に確認できる住所）を記載してください。 (3)メールで提出する場合、件名の頭に「【採用選考応募】職名」の記載を必ず入れてください。 (4)応募書類は返却しませんので、予め御了承ください。</p>
選考方法	<p>1 第一次選考 申込書及び作文による書類選考</p> <p>2 第二次選考 面接（消費生活相談に関する専門知識及び人物についての個別面接）</p>
選考実施日程	<p>1 第一次選考 第一次選考の結果は、令和 8 年 1 月 19 日（月曜日）頃に発送予定です。合格者には、併せて電話連絡も行います。</p> <p>2 第二次選考 第二次選考合格者の面接は 1 月 21 日（水曜日）から 2 月 10 日（火曜日）までのいずれか指定する日に実施予定です。第二次選考の結果については、2 月 16 日（月曜日）頃に発送予定です。合格者には、併せて電話連絡も行います。 なお、選考結果等に関する問い合わせには、一切応じられませんので、予め御了承ください。</p>
問い合わせ・申込先	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階 東京都消費生活総合センター 活動推進課管理担当 電話 03 (3235) 1151 (直通) メールアドレス S1161901@section.metro.tokyo.jp ※個人情報のため、メールの送り間違えのないよう十分お気を付けください。

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。